

# ヤミ金融にご注意ください!

ヤミ金融とは、お金を貸して、法律に決められた以上の利息をむしりとりとうとする悪質な業者のことです。もちろん法律違反ですし、犯罪行為です。違法な高金利を要求されたり、悪質な取り立てにあっていている場合は、ひとりで悩まずに、お早めに下記の相談窓口にご相談ください。

出資法で定められた上限金利は、年29.2%、1日あたり0.08%（日賦貸金業者等の特例あり）です。

- 1日あたり0.08%とは、元本1万円につき、1日8円の利息です。
- 「10日後に3割の利息」や、「3万円借りて1週間後に1万円の利息」などは、明らかに出資法違反です。

## ヤミ金融被害や多重債務等に関する相談窓口一覧表

相談窓口	電話番号	相談内容	相談時間
財務省九州財務局 大分財務事務所 理財課	097-532-7107	国（財務局）登録貸金業者に関する苦情相談  ※金融庁のホームページで全国の貸金業者の登録内容を検索できます。	月～金曜日（休日は除く） 8:30～17:00 （12:00～13:00は除く）
大分県商工労働部 経営金融支援室	097-536-1111 （内線3227）	大分県知事登録貸金業者に関する苦情相談  ※大分県知事登録貸金業者の一覧表をホームページで公開しています。	月～金曜日（休日は除く） 8:30～17:15 （12:00～13:00は除く）
大分県消費生活・ 男女共同参画プラザ （アイネス）	097-534-0999 （消費生活相談専用）	消費生活トラブルに関する相談	月～金曜日（休日は除く） 9:00～16:30
	097-534-4034	※ヤミ金融関連特別相談 （多重債務）	第2、4日曜日 13:00～16:00
大分県警察本部 「警察安全相談」 （警務部広報課）	097-534-5110 097-534-9110	悪質商法等に関する相談	月～金曜日（休日は除く） 9:30～18:00
大分県弁護士会	097-536-1458	ヤミ金融等被害全般に関する法律相談	月～金曜日（休日は除く） 13:30～16:30 （相談は予約制）
大分県司法書士会	097-533-4110	ヤミ金融等被害全般に関する法律相談 （司法書士の職務範囲内に係るものに限る）	毎週木曜日（休日は除く） 13:00～16:00 （常設無料相談所）
	097-532-7579 （相談受付に関すること）		